

# イギリスにおける商事裁判所の生成と裁判手続

重田晴生

永井和之

目次

序説

一 商事裁判所の生成

(1) 商事裁判所の誕生

(2) 商事裁判所の確立

二 商事裁判所の裁判手続

(1) 商事事件

(2) 召喚状の発給

(3) 商事事件表への移送

(4) 移送のための召喚状と指図のための召喚状

(5) 訴答

(6) 証拠

(7) 審理

序説

イギリスにおける現代的な「商事裁判所」の起源は、一九世紀の末葉に求められる。

遠く中世においては、主要な都市や市場・要港などに商事事件を取り扱う地方的な商事裁判所が散在し、いわば即決的に私的紛争を処理していたのであるが、イギリスの場合、そうした地方的な裁判所は比較的早い時期に衰退の傾向にむかい、おそくとも、一七世紀には、ほぼそのすべてが姿を消した。

その後、一八世紀から一九世紀にかけて、かかる中世の伝統的な商事裁判制度は、国王の裁判所の中ではかなくも命脈を保ちえたが、一九世紀の末葉に至って、法曹界を中心に展開された裁判機構の改革は、すべての商事事件を高等法院女王座部の一判事に専轄せしめ、この裁判官が商事専門の法廷を開くという、新しい意味での商事裁判制度を實現させた。イギリスにおいて、従来、現代的な「商事裁判所」(Commercial Court)、として通称されているものは、実は、こうした訴訟法上の意味での女王座部の一法廷を指称するものであり、決してそれは、ドイツ、フランスのように特別の商事裁判制度(商事裁判部ないし独立の商事裁判所)を表わすものではなかった。ところが、一九七〇年に成立した司法法(Administration of Justice Act 1970)<sup>(1)</sup>の第三条は、従来、単に訴訟法上の意義しかもたなかった商事裁判所を改めて、これに制定法上の根拠を付与し、商事裁判所が、既存の海事裁判所と並び、高等法院女王座部の独立の裁判部として設置されるものである旨を明定したことから、ここに、再びイギリスの商事裁判所は新たな位置づけがなされることになった。<sup>(2)</sup>そこで、これを機に、以下では、イギリスの「商事裁判所」について、その歴史的な生成過程と実際の裁判手続面を概観してみたいと思う。<sup>(3)</sup>

※ 本稿は、二人の共同研究の成果を纏めたものであるが、執筆にあたっては、序説および第一節を重田が、第二節を永井が分担した。ここにお断りしておく。

(1) 一九七〇年の司法法(1970, chap. 31)は、裁判所(巡回裁判所を含む)の事務・管轄権および訴訟手続に関する規定を設け、高等法院判事が仲裁合意に従って仲裁人または審判人として選任を受けうるものとし、また、金銭債務ないしその他の債務の執行に関する法の改正、および一九六八年の賃料法第一〇六条の改正など、諸々の改正を目的とした法である。一九七〇年司法法については、堀部政男「Administration of Justice Act 1970」比較法研究(一九七一年)二一九頁以下の紹介のほか、一九七一年度日本比較法学会において新井正男教授がその概要を報告されている。また、堀部政男「裁判制度」(砂田卓士・新井正男編「英米法講義」の第三章—特に九一—九三頁)参照。

(2) 一九七〇年司法法第三条の条文を示すと、「商事裁判所は、高等法院女王座部の一部として、裁判所の規則に従い商事事件表に登録される訴訟および非訟事件を管轄する(一項)。商裁判所の判事は高等法院の判事の中から商事裁判官として適宜にこれを任命する(二項)。本条の規定は一九二五年最高法院(統合)法—高等法院の裁判権を同院の判事が行使できるとする—に抵触するものではない(三項)」。また、同法の第四条は、商事裁判官が、商事紛争に対して仲裁人もしくは審判人として指名を受けうるとし、その細則を置く。

(3) 現代的な意義における商事裁判所に関して纏められた単行文献としては、A. D. Colman, Mather's Practice of the Commercial Court, (2ed, 1967) が唯一のものであり、本論稿の作成にあたって同書を有力な資料とした。なお、本書を紹介するものとしては、重田晴生「マシニュー・商事裁判所の裁判手続」神奈川法学第八巻第二号一一九頁以下。

## 一 商事裁判所の生成

### (1) 商事裁判所の誕生

イギリスの司法裁判所に、商事事件が登場するようになったのは、ようやく、一八世紀を迎えてからのことである。中世においては、商人間の紛争は、各市場に開廷された商人の自治的な市場裁判所 (Fair courts) や埃足裁判所 (piepowder courts)、あるいは重要な物産都市に設置された宿場裁判所 (staple courts) において、それぞれ「商慣習法」(Law Merchant) の定めるところに従って、簡易・迅速に処理され、また、商人と船員に絡まる紛争は、地方の海港に開設された海港裁判所 (port or marine courts) において、これまた即決的に解決されていた。しかしその後、比較的早くから現われた司法の中央集権化の気運は、商事裁判制度にも波及し、一七世紀においてコモン・ローの獅子コーク卿の時代を俟つまでもなく、このような地方的商事裁判所は、早々に衰退し、代って、普通法裁判所 (Common Law Courts) や海事高等法院 (High Court of Admiralty) が、急速にその管轄権を伸長させていった。(2)

続いて、一八世紀の中葉に至り、王座裁判所の首席裁判官として、マンズフィールド卿が着任するや、ひろくローマ法や大陸法に通暁する同卿は、「商慣習法」に脈絡する法則を王座裁判所の執行する法（コモン・ロー）に融合させるべく奮闘し、商業社会に即応できる商事法を確立するため、積極的に法改革を推し進めた<sup>(3)</sup>。そして、一九世紀に入ってから以後もなお、こうしたマンズフィールド体制が引き継がれる中で、コモン・ローの一部としての商事法は、主に当時における商業の中心地ロンドンの市庁（Guildhall）で執務する王座部の裁判官達の手によって徐々に体系化がなされていったのである。

しかし、その後、十九世紀の半ば頃から、マンズフィールドの法改革に対するリアクションが現われ、その過程で強調されていく訴訟手続の厳格化は、次第に裁判遅延と訴訟費用高騰化の現象をもたらし、そのため、商人が、その商業活動から発生する紛争の解決を司法裁判所に委ねようとする場合には、常に、長期間にわたる退屈な法廷闘争と高額な出費を覚悟せねばならず、また、ひとたびこれが決意されたとしても、商業界の特殊な秩序や慣習は、とかく裁判官や陪審員のなじまぬところが多いこともあって、ときとして商事紛争の審理が衡平を失することもまれでなく、商業界の不満はかなり深刻なものであった。そのため、当時の商人達は、すでに裁判制度を商事紛争解決のための唯一最善の方法として評価しなくなっており、このことが、一方でスピーディな紛争処理で名を売る非司法的な「仲裁制度」の発達を促す原因にもなった。このため、一九世紀後半期の裁判所構成に関する法改革の中で、一八六九年から一八七四年にかけて設置された裁判所機構委員会に対しても、商人および一般市民より商事訴訟の審理のための制度改革について執拗な請願があり、商事事件のための独立の裁判所の開設や商事事件のために仲裁人たりうる有能な裁判官の任命といった改革案が提示された。しかし、こうした商人や市民代表の愁訴も、結局は、裁判所機構委員会を動かすほどの力となりえず、わずかに、商事事件の審理にあたり、その生ずる技術的・実務的問題について裁判官を

助言する商事補佐人 (business assessor) の陪席を勧告したにとどまった。<sup>(4)</sup>

その後、裁判所法の大改革 (Judicature Act 1873 and 1875) により、中世の訴訟手続の伝統を一部に残しながら開延されていたロンドン市庁法廷が閉鎖され、商事事件の審理が国王裁判所の一般訴訟事件表の上で一様に処理されるようになるや、巡回裁判区の判事の不在や公判日の不定、商事問題に精通しない裁判官による審理担当等々からくる実業界の不満は一層募り、司法裁判所の商事事件の減少に益々拍車がかけられる結果となった。<sup>(5)</sup> しかし、それにもかかわらず、商人の不信不満を解消すべく積極的な施策は何ら打ち出されず、わずかに、ロンドン市庁法廷の再開が企図されたのが目立つくらいであった。すなわち、一八九一年に「裁判所〔ロンドン訴訟〕法」(Judicature [London Causes] Act 1891) を成立させて、コレリッジ卿 (首席裁判官) とウィレス判事をロンドン市庁法廷に送り込み、同法廷をして再び商人の紛争処理の場に復活させようと企てたのである。<sup>(6)</sup> しかし、こうした窮余の一策も効を奏さず、ロンドン市庁に登録される商事事件の数はその後も一向に上昇をみず、市庁法廷は、一九二五年の形式的廃止を俟たず、実質上その機能を停止し、反対に、ロンドンの仲裁制度は益々盛況をきわめた。<sup>(7)</sup>

ところで、こうした裁判所不信の事態に対しては、これを憂慮する声が随所に聞かれたが、なかでも、一八九二年一月に発表された、ヴァリスタ・ソリシタの合同委員会が纏めた報告書は、商事裁判所の成立史を辿る上で特に注目すべきものである。これは、高等法院が商業界の信頼を取り戻し、かつ商事事件解決に対する現在の役割を完遂せんとするがためには、ロンドンおよびミドルサクの商事訴訟を登録すべき独立の事件表 (事件名簿) を発行し、この事件表については、女王座部における他の一切の事務とは別個に管理されることが望ましい旨を声明したものであった。<sup>(8)</sup> そして、これ以後も、一部の裁判官達によって纏められた裁判手続の改革要綱が提案されたが、いずれも、コレリッジ卿の容認するところとならなかった。

続いて、一八九二年八月、ヴォーエン、マシュー判事の働きかけにより討議を重ねていた女王座部の全裁判官会議は、裁判手続の改正と商事事務表の発行を勧告する決議案を可決した。<sup>(9)</sup>これによれば、ロンドン事件に関しては、高等法院女王座部に、「一般事件表」と各一名の裁判官が預かる二冊の事件表よりなる「商事事務表」(Commercial list of causes)の二種類の事件表を発行し、商事訴訟の当事者の判断に従って商事事務表に登録することが許され、それ以外のものは、一般事件表に登録されるという内容のものであった。<sup>(10)</sup>しかし、結局、この裁判官会議の報告も、コレリッジ卿の強い反対にあって再度保留に附された。<sup>(11)</sup>

その後、一方で裁判不信に一層油を注ぐような海事訴訟が現実が発生する中で、一八九四年五月、女王座部の裁判官達は、再び、裁判制度改革の先鞭をつけ、同月二十四日の女王座部裁判官会議は、商事裁判所設置に関する規則を練り上げ、これを決議した。<sup>(13)</sup>そして、同年六月になって、コレリッジ卿の死去にともない、新たにキロウエンのラッセル卿が裁判長に就任するや、その下で商事事務表の設置の動きが活発になり、慎重な討議が重ねられた。そして、やや月日をおいて、一八九四年一〇月二十四日の女王座部裁判官会議では、商事裁判所の開設に関連して生ずる諸問題(特に商事原因の定義の問題)を本格的に審議すべく、同座部のラッセル、ポロック、マシュー、ケイブ、チャーレス、ウィルブ、ライトの各判事からなる規制制定委員会の発足を決め、続いて、一八九五年一月十一日の同会議では、右委員会から報告された規則案の審議に入り、これを承認した。これによれば、一定の裁判官が単独で、ないしは市から選出された陪審員とともに、商事事務表の処理に関して委任を受くべきものとし、併せて、商事事務表に関する恒久的な特別の事件表の作成を命じて、すべての商事事務表は、この事件表を与る裁判官の面前に提出されるよう命ずるものであった。そしてそれにもとづき新裁判所の機構と訴訟手続を公表すべく、翌三月に、「商事訴訟原因に関する規則」が告示され、<sup>(14)</sup>併せて、商事問題に精通するマシュー裁判官が初代の商事裁判官として任命をうけ、ここに新たな意味に

における「商事裁判所」が誕生するにいたったのである。

(1) 市場裁判所・宿場裁判所・埃足裁判所の管轄権は、一五世紀頃から次第に普通法裁判所の浸食を受けた。また、地方的な海港裁判所の管轄権は、一五・六世紀を通じて、海事高等法院の攻撃をうけた結果、わずかに五港 (Cinque Ports) 裁判所を除き、そのすべては、一八三五年の地方自治法 (Municipal Corporation Act) によって形式的に廃止される以前に事実上消滅した。小堀憲助訳・イギリスの裁判所 (改訂版) 二二二—二二四頁、戸田修三「英国海法の黎明期に於ける海事裁判所の変遷」中央評論新制学部記念号一八頁以下。

(2) 早くも十六世紀の中葉には、海事高等法院の管轄権は、捕獲審検事件や民事・刑事・財務事件をも掌中に収めて、全盛期に達した。しかしその後まもなく、海事高等法院は、他の裁判所、とくに有力な普通法裁判所の (その中心人物がコークである) の反感を買い、その商事管轄権も次第に奪われた結果、一八世紀末には、その民事管轄権は純粹に海事事件のみを残すまでに蚕食された。その後十九世紀に、いくつかの制定法によって海事高等法院は幾分その地位を回復し、若干の管轄権を伸長させたが、結局、「海事裁判所」の域を脱しえず、遂に「商事裁判所」となるまでには至らなかった。戸田・前掲中央評論二六一—二九頁、高柳賢三・英米法源理論二八—三〇頁、田中・前掲基礎一六〇・一六六・一七四頁。一方、普通法裁判所は、商事管轄権を吸収するとともに、商慣習法のコモン・ローへの融合をはかるが、しかし、コークの時代には、まだかかるコモン・ローの商化は実現していなかった。すなわち、当時の普通法裁判所は、商取引の準拠法である「商慣習法」をイギリスの法 (コモン・ロー) として評価せず (マンسفールド卿の時代までこれがつづく)、単に事実たる慣習として認めただけすぎなかつたから、商事事件の審理においては、個々の事件ごとに、当事者をして商慣習にもとづいて契約を締結したことを主張させ、その「商慣習法」の内容については、他の特殊的慣習と同様に、いわゆる事実問題として、商人からなる陪審に決定させていたのである。当時のロー・リポーツに商事事件が数少ないのも、このためであるといわれる。Scrutton, *The Work of the Commercial Courts, The Cambridge Law Journal*, p.12. 田中和夫・英米法の基礎一七四・一九三頁。

(3) イギリスにおける商法の開祖マンسفールド卿 (Lord Mansfield, 1750—1793) は、ローマ法系であるスコットランドの出身であり、一七五六年から一七八六年にわたる三〇年間、王座裁判所の首席裁判官を務め、コモン・ローを大陸法化する大事業を推進した。同卿は、ゲルマンの慣習法に発したコモン・ローの中に近代商事法的原则の欠如する点を見抜き、ス

ロットランド法、ローマ法および古い海法などにあたり、ローマ法的な商人の慣習に潜む原則を法として成文化し、固定化させようと努力した。同卿は、王座裁判所に実業家からなる特別の陪審をおき、事件に現われるすべての商慣習をロンドン市庁舎においてこの陪審に判断させた。同卿は、これらの陪審員達と親交を結び、自由な対話の中で彼らに対し熱心に法の原則を説くと同時に、また直接彼らから取引の慣行についての知識を会得し、それを基礎に近代的な商事法をきつぎ上げた。Scrutton, *The Work of the Commercial Court*, op. cit., p. 12—13. Kilnair, *The Future of the Commercial Court*, *Journal of Business Law* (1961), p. 9. 田中・前掲基礎一九三頁。

(4) Mathew, op. cit., p. 1—2. 司法資料第五三号(大正十三年九月)「英国裁判所構成論」一〇五頁。

(5) この点たとえば一八九〇年には、「……ロンドンの商業界は實際上 Court から離れ去った」という報告がなされている。Law Society, *Proceedings & Resolutions of the Annual Provincial Meeting at Nottingham*, 7&8 October 1890, p. 13.

(6) Mathew, op. cit., p. 7. 司法資料・前掲一〇六頁。

(7) ロンドン市庁法廷の難点は、商事問題に精通した裁判官の審判を受けうるという確実な保証がなかったことであった。一方、当事者を召喚せずに、見本や契約書だけで裁定を下した仲裁制度は、訴訟当事者の都合に合わせて、場所・日時等を設定できるため紛争を極めて迅速に処理でき、同時に簡便・安価であり、また、取引慣行の専門家たる仲裁人の判断は、結果的にも適確であったので、商業界の要求によりかなうものであった。Scrutton, *The Work of the Commercial Court*, op. cit., p. 13—14. Brian Abel-Smith & Robert Stevens, *Lawyers and the Courts*, p. 87. Jackson, *The Machinery of Justice in England* (14ed) p. 63—64, 88. なお、当時の仲裁制度としては、マンチェスター商工会議所が一八八一年独自の恒久的仲裁法廷を設けたほか、ロンドン商工会議所も一八九二年に私的な仲裁事務所を設けていた。Brian Abel-Smith, op. cit., p. 87. note(6), (7).

(8) *Law Times*, vol xcii. なお、法曹委員会が任命した委員については Mathew, op. cit., p. 7 note(6)を参照

(9) この決議案は、二〇対五で可決された。反対票を投じた裁判官は Lord Coleridge, Denman J, Hawkins J, Day J, Branthaw J である。F. D. Mackinnon, *The Origin of the Commercial Court*, *The Law Quarterly Review* vol. 60, p. 325.



- (10) このように、イギリスにおける商事裁判所の創設ないしは商事裁判制度の改革が、まったく議会の助けを借りることなく(一時期、立法的解決に俟つよりほかなしとする気運が一部にはあったが)、すべて、裁判所法が彼らに付与した修正権限を背景として、女王座部の裁判官達によって着手され、推進されたということは大いに注目されることである。
- (11) ここで、当時の女王座部における商事事件取扱の実態について一言しておく。一八九二年六月、検認・離婚・海事部(Probate, Divorce and Admiralty Division) 裁判官に就任したコレル卿(Lord Corell. 当時の Barnes J.) は、早々に同裁判部の業務拡張を主張し、海事部が、同裁判部の業務に支障をきたさぬ範囲で純然たる海事訴訟以外にも、海運に関連する紛争から生ずる商事原因について申立を受けうるとする企画を提案、翌年、これを実行に移した。その結果、早速海上保険契約に関する紛争など数件の登録があり、同座部の裁判能力の強化次第では商業社会がなおすすんで「商事裁判所」として利用するであろうことが見込まれた。しかし、同裁判部の担当各判事は、それぞれ検認・離婚・海事事件の消化に手一杯という状況であったため、海事部に商事事件担当判事を派遣させることは不可能であり、かといって他の裁判部に分担させることも無理な要求であったことから、仲事具体的機構が整わず、したがって、商事事件の処理も断片的にしかなわれないのが実状であった。これが、訴訟遅延を生み、やがては一八九五年の商事裁判所の設置へとつながっていくのである。Roscoe, *The Growth of English Law*, p.184—185.
- (12) 一八九二年、当時の商事裁判官ローランス判事(Lowrance J.)の前に、共同海損分担に関する事件(Rose v. The Bank of Australasia) が持ち込まれた。ローランス判事は、農村地方での実務経験しか持ち合せないという極めて平凡な裁判官だったため、「共同海損」問題などにはスブの素人であった。そのため、判事は、双方の訴訟代理人〔原告側は、Cohen Q.C., Scrutton. 被告側は Barnes, Hamilton, Walton—Walton は Barnes が一八九二年六月海事部判事に転出後に参加〕から約二週間にわたって事実関係および双方の出張を聴取したのち、判決文の検討と称して即決を避け、約九カ月も放置したあげく、共同海損陳述人の見解に全面的に同意する旨述べた原告勝訴判決を下した。その後、ローランス判決は、控訴院で破棄されたが、最終的には、一八九四年に上院の支持を受けた〔1894〕A.C.687., Scrutton, *The Work of the Commercial Courts*, op. cit., p.14—16. スクラットン氏は、このローランス判事を酷評し、彼こそ商事裁判所の産みの親であると皮肉っている。F.D.Mackinnon, op. cit., p.324.
- (13) Mathew, op.cit., Kilmuir, op. cit., p.10.

(14)

この告示は、別段法的拘束力をもつものではなく、女王座部を構成する裁判官の合意になる商事裁判実務に関する単なる權威的声明にすぎない。ここにその内容を摘記すると、(1) 商事原因が商人・貿易業者の一般取引から生ずる原因、特に商事契約書の解釈・商品の輸出入・運送・保険・銀行・商事代理・商慣習などを含むこと、(2) 別個の商事召喚状表が私室におかれ、それはまた公判用の原因の登録としてもおかれるが、商事業務の担当裁判官が当事者の申請または指図のための召喚状として取扱わない原因については登録されないこと、(3) 裁判の迅速化と低廉化からみて、申請は、都市の商事原因の場合にはそのすべてが、また地方の商事原因の場合には当事者の同意により、直接、商事業務を担当する裁判官に対してなされることが望ましいこと、(4) すでに公判に持ち込まれた商事原因については、各当事者は商事原因表に登録されるべく申請ができること、(5) 規則十四による商事原因の申請は、従前通りであるが、防禦の許可が与えられた場合には他の商事原因と同様に取扱われること、(6) 一八九四年裁判所法の規定・規則によりもしくは合意にもとづき商事裁判官に対して証明に関する技術的な規則を簡略にすべく申請できること、(7) 申請は、令状または原召喚状の発給後、法律上の論点に対する判決のために商事裁判官に対して行なうこと、(8) 商事裁判官は、出頭後に、また訴答なしに、現に当事者間で論争中の問題を迅速に決定するため適切と思われる命令をなしうること、(9) 当事者は、原因または事実に対する裁判官の判決決定を最終的なものとして合意できること、(10) 緊急事件の場合には、商事裁判官に対し原因または事実の審理のための早い日時を指定すべく申請ができること、(11) 召喚状は、一八九五年二月二〇日(水)以降、商事召喚状表に登録されること、およびこれについては同三月一日(金)にマシュー裁判官が審理し、以後も継続されること、および必要な場合には、女王座部の他の裁判官が商事業務を援助すること、(12) 地方の商事原因は、通常巡回裁判で取扱われること、である。Scrutton, Charterparty and Bill of Lading (17ed) p.441. Mathew. op. cit., p.10.

## (2) 商事裁判所の確立

現代的な装いをもった「商事裁判所」の初代商事裁判官に就任したマシューは、一八九五年三月一日から業務を開始する一方、その商事法に関する豊富な学識と実務経験を縦横に駆使し、精力的に裁判手続の改革にあたった。そのため、マシュー判事の在職中、および少なくとも、一九〇〇年代の商事裁判所は、極めて円滑に機能しており、その

判決ぶりは、宿敵の仲裁裁定と比肩して商業界に好評であった<sup>(2)</sup>。そして、その後も、多少の機能マヒの現象があったとはいえ、一九二〇—一九三〇年代においても、商事裁判所の機能は、ほぼ商業界の期待に添うものであった<sup>(3)</sup>。もちろん、マシュー時代以後も、商事裁判所の実務が、歴代の商事裁判官を中心に、絶えず流動的な商業界の要請に適合さすべく改革も怠られなかったことはいうまでもないことであって、そうした足跡の一端は、一九一一年七月および一九二九年十一月に発令された公示や<sup>(4)</sup>、一九二〇年二月六日および一九二七年一〇月の Practice Note<sup>(5)</sup>などに窺うことができる。

その後、第二次大戦直後（一九四五・六年頃）から顕著になりはじめた商事件の減少傾向が一向に治まらず<sup>(6)</sup>、再び、商事裁判所の在り方が利害関係者の間で重大な問題とされるにおよんで、一九六〇年十一月十一日、大法官キルムア卿 (Kilnair) は、全英二十一にわたる各重要産業や貿易協会の代表者を召集した異例の「商事裁判所利用者会議」(Commercial Court User's Conference) を開催し、これに、商事裁判所の機能の精査や商事紛争の有効的解決にとって必要とされる業務・機構の改革などについて答申させた<sup>(7)</sup>。そして、この会議の報告にもとづいて、一九六二年一〇月、メガー商事裁判官は、裁判手続の簡素化を達すべく、Practice Direction を申しわたし<sup>(8)</sup>、また、同会議における改革案の要旨は、一九六四年の「最高法院規則第七二」(Rules of Supreme Court Order 72) の諸規定の中に体现されることになった。

(1) マシューは遅々とした中間手続を不満とし、当時、多くの事件で単に訴訟費用が嵩むもとなるばかりで、さほど実効をあげえなかつた中間的手続の廃止に踏みきつた。

(2) 商事事件判決録 (Reports of Commercial Cases) 第一巻をみても、多くの事件が、訴答なしに（あっても簡潔非形式的にすぎない）審理され、そのほとんどが令状の発給後数日で判決されており、いかに即決的であったかが窺える。因みに、同判決録からこの辺の事実を裏付ければ、まず、最初の信用状事件では、三月十一・十二日に聴問が行なわれ同日中に判決

がでてゐる。次いで、備船契約事件では、文書による訴答や形式的承認を行わず即日判決が下された。また、三月・四月の判決例の中の海上保険証券事件や冒險貸借証券事件でも、文書の訴答が省略され一兩日中に判決されたものがある。

なお、Report of Commercial Cases は、一四〇年まで中絶し、それ以後の商事事件は、主に Lloy's List Law Reports (Lloy's Report) に収録されてゐる。Mc Nair, A Notice of the History of the Commercial Courts, 86 L. Q. R. p. 314, note(5).

(3) 第二次大戦中における商事裁判所の業務は単独の判事では裁きえないほどに膨大なものとなった。しかし戦後、業務は急激に減少し、一九五七年には、単独の判事の事務能力の三分の一をもつて充分消化しうるほどの分量となった旨が報告されてゐる。Braiant Abel-Smith, op. cit., p. 261, note(1).

(4) 一九一一年の公示は、公判日の確定後直ちに裁判所記録官および裁判官書記に対して商事訴訟原因を登録すべきこと、また、訴訟当事者を代表するソリシタが公判の予定期間を裁判所の記録官に通告すべきこと、を定める。また、一九二九年の公示は、リヴァプールおよびマンチェスターの地方登録官が同登録所に係属する訴訟原因を商事事件表に移送するための召喚状を審理すること、に關して定めてゐる。Mathew, op. cit., p. 18—19. これは、現行の最高法院規則第七二第三—五條に包含される。

(5) 一九二〇年の覚書 ([1920] W. N. 70.) は、事件の “question of principle” を決定する商事裁判所の機能が損害額の算定に關する事務・法廷弁護士に請求によつて干渉されぬよう定めてゐる。また、一九二七年の覚書 ([1927] W. N. 258.) は、一八八九年仲裁法第七條 (現行の一九五〇年仲裁法第二一條) にいう特別事件の形式をとる裁定を商事事件表に移送する申請に關して定めてゐる。Mathew, op. cit., p. 18—19.

(6) たとえば、商事裁判所発足当初の一八九六—一九〇〇年における商事事件の年間平均件数は二四七件といわれるのに対し、一九四六—一九五九年にかけて商事事件表に登録された事件数は、年平均四四件強 (この間の最高で一九五三年の六〇件) にすぎず、急激に下降してゐる。Kilmuir, op. cit., p. 10, Braiant Abel-Smith, op. cit., p. 261.

(7) Commercial Court User's Conference Report 1963, H. M. S. O, Cmd 1616. 上の會議の報告書は、商事裁判所に対する提訴事件の減少の事実報告のほか、主に、(イ) 移送のための召喚状の重要度が減じたこと (ロ) 移送のための召喚状で公判日が確定されるべきこと (ハ) 訴答をできるだけ廃棄すべきこと (ニ) 最高法院規則第二八第三條にいう裁判官の権限

の拡大 (b) 商事裁判官が仲裁人として非公式に開廷できること、などの諸改革点を内容としている。なお、商事裁判所自体の存続に関しては、一致してこれが承認されている。

(8) *Practise Direction の内容*は (1962) 5 A.I.L.E.R. 527, (1962) 1 W.L.R. 1216. を参照。この通達が強調する点は、(i) 訟当事者の弁護士は移送のための召喚状を単なる形式的なものとして取扱わないこと、(ii) 訴答以上に簡潔で非技術的な請求論点と防禦論点の形式を採用すること、の二点である。Mathew, *op.cit.*, p.25-26. これらは、いずれも、最高法院規則第七二第四条・七条などの中に導入された。最高法院規則第七二の具体的内容については、本稿の第二節の裁判手続編を参照。

## 二 商事裁判所の裁判手続<sup>(1)</sup>

### (1) 商事事件

商事事件について、十分な定義を与えることは困難である。一八九五年の「商事訴訟原因に関する公示」の第一号は、商事訴訟原因 (commercial causes) について、次のようにいう。すなわち、「商人および貿易業者の標準的取引から生ずる原因、特に商事書類の解釈・商品の輸出入・運送契約・保険・銀行・商事代理および商慣習を含む」と。<sup>(2)</sup> また、現行の最高法院規則第七二第一条二項 (以下では単に規則七二第一条二項の形で省略する) の定義規定中にも、これと同様の訴訟原因が列挙されている。しかし、もちろん商事訴訟原因は、これに網羅されるわけではなく、かつ実際に、その解釈は、商事裁判官の裁量に委ねられている。すなわち、商事裁判官は、規則七二第六条一項にもとづき事件の移送に関する申請を審理するにあたり、商事原因か否かを自由に判断し、事件を商事事件表から移送できる裁量権限を付与されているのである。

このように、商事訴訟原因の決定については、一八九五年の公示が意識的に抽象的規定を置く一方、裁判官に事件の移送に関する裁量権が認められていることが、結局は、商事事件の何たるかを一層複雑・困難なものとしさせるが、

ただ實際上、その範囲は、商事判例集 (Commercial Cases Reports) およびロイズ判例集 (Lloyd's Report) の索引に示される項目によって、ほぼ明確にできるのである。<sup>(3)</sup>

なお、商事事件表への移送に関する商事裁判官の決定に対して不服の当事者は、控訴院に対して上訴できることが認められている。<sup>(4)</sup>

(1) 商事裁判所の裁判手続に関して体系的に纏められた文献としては、前掲のマシューの著書が唯一のものである。本節では、特に引用していないが、同書を有力な手掛りとした。

(2) 一八九二年のソリスタ・ヴァリスタ合同委員会の報告書は、商事事件表は明らかに商事および海事事項に関する訴に限定するとし、その具体的な例として、火災保険、海上保険、陸上・水上の物品運送、流通証券その他の商業証券、銀行、株式交換、金融、商人と事務員、本人と代理人間の問題、商事財産に関する売買・製造・賃貸借、商事を目的とする船舶・建物・機械の各建造・改造・修理、特許に関する問題、等々を挙げている。

(3) これによると、たとえば、運送貨の請求、荷渡し不足、運送品の損害、船積・荷揚中の船舶の抑留、船舶および物品に関する証券の解釈など、裁判所の業務の大半は海運取引に関連した事件で占められていることが判る。一方、たとえば、衡平的な救済および原則が適切である担保の受戻に関する訴訟とか買主・売主間の小売取引に関する通常の紛争などは、商事原因ではない。<sup>Mathew, op. cit., p.31—34.</sup>

(4) 訴訟の当事者が、令状をうけて出頭し、召喚状について審理をうけた場合には、一般的方法で、商事裁判官の命令に対して不服の申立を行なう。また、訴訟が規則七二第四条に従い商事事件表で開始された場合、もしくは出頭の登録以前に移送された場合には、まず、事件を商事事件表から移送するための新たな召喚状を提出し、その後控訴を行なうことになる。<sup>(R.S.C. Order 72 r. 6)。</sup>一方、控訴院は、こうした場合の裁判官の決定に対して通常干渉しない。<sup>Mathew, op. cit., p. 34—35, 50.</sup>

## (2) 召喚状の発給

### (イ) 令状の発給

商事訴訟は、イギリス高等法院王座部の一般手続に従い、請求の性質が裏書された召喚令状 (writ

of summons) または原召喚状 (originating summons) の発給によって開始される。かかる召喚状のうち、特に、ロンドンの中央事務局およびリヴァプール、マンチェスターの地方登録所から発給される令状は、その「Queen's Bench Division」なる頭書と左肩角の「Commercial List」なる押印文言により、機械的に商事件表 (commercial list) に登録される<sup>(1)</sup>。

原告が、管轄外に対し、召喚令状・令状の通知、または原召喚状の送達を求める場合には、その旨を商事裁判官に申し立てて許可をうけることができる<sup>(2)</sup>。これに対し、商事裁判官は、当該の訴が商事件表に登録されるべきでない<sup>(3)</sup>と判断した場合には、最高法院女王座部主事 (master) の審理をうけるべく、その申請を延期することが許される。

(ロ) 原召喚状 原召喚状は、特に商事裁判所において、有益な手続となる場合がある。すなわち、それは、一九五〇年仲裁法 (Arbitration Act 1950) にもとづく申請にあたって頻繁に利用されるほか、訴訟の主たる争点が、制定法や契約書の解釈、または純粹に法律問題に関するものである場合にもひろく利用される<sup>(4)</sup>。

(ハ) 略式判決 原告が、最高法院規則一四にもとづく略式判決 (summary judgment) を求める場合には、特別な裏書のある令状を発給し、最高法院主事の面前に召喚状を添えてこれを申請する。ここにおいて、防御の許可が与えられた場合に、各当事者は、最高法院主事に対し召喚状の延期を求めうるし、また、主事が商事裁判所の審理を適当と判断する場合には、商事裁判官による審理をうけるべく召喚状を延期することができる<sup>(5)</sup>。また、召喚状が、リヴァプール・マンチェスターの地方登録所の登録官 (Registrar) の面前に提出された場合には、登録官は、直ちに訴訟を移送すべく命じることができる<sup>(6)</sup>。

- (1) R.S.C. Order 72 r.4(1).
- (2) R.S.C. Order 72 r.4(2).

(3) 最高法院主事とは、Judicature (Officers) Act 1879 によって設置されたイギリス最高法院に所属する官吏である。その主たる職務は、指図のための召喚状についての審理、訴答の監督、開示についての決定などであり、裁判官の補助者として、あるいは単独で、種々の訴訟事務を行なうことである。高柳・末延編・英米法辞典二九六頁。

(4) 仲裁法にもとづく申請の例としては、同法第一〇条にいう仲裁人ないしは審判人の指定、第二四条一項にいう仲裁協定の失効命令、第二七条にいう仲裁手続開始のための期間の延長命令などの場合がある。

(5) R.S.C. Order 72 r. 5(3).

(6) R.S.C. Order 72 r. 5(4).

### (3) 商事事件表への移送

(イ) 召喚状による移送申請 召喚令状または原召喚状が発給されたが、訴訟が規則七二第四条一項にいう商事事件表において開始されなかった場合には、移送のための申請 (Application for transfer) が行なわれることになる。この申請に関しては、規則七二第五条に定めがある。すなわち、商事訴訟の当事者は、公判以前のいかなる手続段階においても、商事裁判官またはリヴァプール・マンチェスターの地方登録所の登録官に対して、召喚状をもって、訴訟を商事事件表へ移送すべく申請をなすことができるのである。この移送の申請には、訴答の終結前に独立的になされるものと、訴訟の終結後に指図のための召喚状 (summons for direction) にもとづいてなされるものがある。そして、この移送のための召喚状または指図のための召喚状は、通常、裁判所にいわゆる「私室として開廷する」商事裁判官によって審理される。

(ロ) 移送申請の時期 移送の申請は、規則七二第五条の規定により理論上は、公判前のいかなる手続段階においても可能とされるが、実際上は、女王座部主事が指図のための召喚状について審理を行なった後は、差し控えるべきものとされる。この移送のための申請に最もタイムリーとされる時期は、訴訟当事者が商事裁判官の面前で、移送の申請を



指図のための召喚状に結合することのできる開示 (discovery) の終了後であるとされている。<sup>(1)</sup> これに対し、訴訟当事者が訴答なしの審理を望む場合のように、結合された召喚状をできるだけ早期に提出すべきものとされる場合もある。右のような規則七二第五條一項の原則に対し、すでに訴答が手交されて開示 (discovery) が終結し、当事者が明細書 (particulars) もしくは質問書 (interrogatories) に関する召喚状を提出している場合には、移送のための申請は拒絶される。判例によれば、原告は、被告の出頭前または被告の出頭期限経過前に、申請をなすことができるほか、被告もまた、出頭前に申請を行なうことができる。<sup>(2)</sup> このように、移送の申請は、当事者の一方のみによってなしうるが、かかる申請が承認された場合の相手方は、商事裁判官に対し、事件がまったく商事性を有しない旨を説得して、移送命令の拒否を申請することができる。

(イ) 移送申請の承認 裁判官は、事件が商事性を有すると判断すれば、事件を商事事件表に移送することを決定する。裁判官のこの決定に対する不服申立は、移送された訴訟が何ら商事性を有しないという理由のみに限られる。このように、移送が承認される理由は、事件が商事性を有するということのみであり、したがって、単に商事裁判所の審理をうけることが迅速かつ廉価であるというだけにもとづく事件、または審理さるべき唯一の問題が数字とか計算に關するといった事件は、移送の理由として不十分である。また、商事裁判所は、本来公的仲裁に向くような訴訟のために予定されたものではないし、また法律問題が明らかに存在しない事件、および、問題が結局仲裁人に付託されねばならないような事件などについては、いずれも移送の申請は承認されない。この点、商事裁判所の初期段階においては、移送は、訴訟原因が簡潔な事件だけに適し、複雑な調査を必要とする事件にはむかないといった風潮があった。しかしその後、控訴院の Rindley 判事により商事裁判所の機能にそうした制限はない旨が判示され、そうした疑問が取り除かれた。<sup>(3)</sup> なお、裁判官が商事性を欠くことを理由に移送の申請を拒否した決定について、控訴院が、移

送を命ずるといったことは通常ありえない。

(二) 移送申請の費用 移送の申請に関する費用は、通常、訴訟原因の中で見積られ、実務上は、申請が拒否された場合でも異ならない。裁判官は、被告が令状に対して出頭しなかった場合でも、申請の費用を当該訴訟原因中の費用として処理すべく命じることが出来る。<sup>(4)</sup>

(ホ) 大法官部からの移送 一八九五年の商事訴訟原因に関する公示の第二号は、「商事訴訟は、現行の実務に従い、大法官部から女王座部に移送されることができるとしている。この原則について、控訴院は、およそ次のように明言している。すなわち、単に商事問題が含まれるということだけでは移送の理由として不充分であるが、訴訟の性質からして商事裁判所に係属されたなら迅速・廉価かつ十分に審理されるような場合には、常に移送が命ぜられる。<sup>(5)</sup> この移送命令は当該事件を審理する裁判部の裁判官によって発せられる。

また女王座部への移送申請は、召喚状にもとづき、遅くとも指図のための召喚状にもとづいてなされるべきものとされる。

(ハ) 地方登録所からの移送 地方登録所の訴訟が商事件表に登録された場合には、指図のため命令は当該訴訟がロンドンに移送される旨の条項を含む。<sup>(6)</sup> 実務上、リヴァプールおよびマンチェスター以外の地方登録官は、商事件表に訴訟が登録された後には、当該訴訟に対する裁判権を有さず、訴訟はロンドンにおいて係属することになる。

また、訴訟がリヴァプールまたはマンチェスターの地方登録所で手続される場合には、移送の申請はその登録官に対してなされる。<sup>(7)</sup> そして、商事件表への移送後は、他の一切の申請はすべて登録官に対してなされる。しかし、当事者が商事裁判官に移送すべく申請を要求する場合には、それに従う。また、登録官は、当事者の意思にかかわらず、申請を商事裁判官に移送する裁量権を有する。<sup>(8)</sup>

このほか、リヴァプールおよびマンチェスターの地方登録官は、商事事件表から訴訟を移送する裁量権を有しない。また商事事件表への事件移送申請が提出された場合、裁判官は、事件が「当該地方登録所より移送される」という指図を挿入するよう請求すべきである。そのような指図がない場合には、訴訟費用は、当該地方登録所において課せられる。

- (1) Mathew, *op. cit.*, p.40.
- (2) *Barrie v. Reruvian Corporation* (1896) 1 Com Cas.at. 270.
- (3) *Lindley L. J in Baerlein v. Chartered Mercantile Bank* (1895) 2ch. 488.
- (4) *Barrie v. Reruvian Corporation*, *op. cit.*
- (5) *Baerlein v. Chartered Mercantile Bank*, *op. cit.*
- (6) *P.S.C.Order 72 r.5(5)*.
- (7) *R.S.C.Order 72 r.5(1)*.
- (8) *R.S.C.Order 72 r.3(1)*.

(4) 移送のための召喚状と指図のための召喚状

現行法の下では、移送の申請は、女王座部商事法廷の中で、いわゆる「私室として (*cas in chambers*)」開く裁判官に対して行なわれる。この移送のための召喚状の審理においては、予備手続の短縮・簡易化のため当初よりすべての中間的事項を審理することが、慣行化している。移送のための召喚状は、訴訟が規則七二第四条によって開始された場合には不要とされている。この場合には、後述の指図のための召喚状が許されることがある。

(4) 指図のための召喚状 訴訟手続が商事事件表において開始された場合には、指図のための召喚状 (*the summons for directions*) が認められている。この指図のための召喚状は、通常、訴答の終結時の書類目録交換後になされ

(2) このような場合の訴答期間は、規則第一八にいう通常の訴答期間と同一である。(3) したが、書類目録交換後まで待つことが、時間・費用の浪費となるような特殊の場合には、(4) 訴訟当事者は、訴答終結以前にも指図のための召喚状を(5) だしうる。

(四) 移送のための召喚状 商事事件が商事事件表において開始されない場合、商事事件表への移送のための召喚状 (the summons for transfer) が認められる。(6) この召喚状は公判以前のいかなる時点においても提出することができる。商事事件が商事事件表において開始されないが、当事者が事件の移送に関して合意している場合には、通常、移送のための召喚状および指図のための召喚状は、開示の後まで延期されることになる。かかる場合における移送のための召喚状は、指図のための召喚状の形式をとる。

(ハ) 証明 訴訟当事者および弁護士は、商事裁判所における召喚状の審理にあたり、必要とされる情報および書類を提出しなければならない。(7) この義務を履践できない当事者には、費用に関する特別命令または当事者の訴答の全部もしくは一部を削除する命令により、不利益が課せられることがある。

(ニ) 召喚状にもとづく命令 この命令は、通常、訴訟が商事事件表で開始されたか否か、および指図のための召喚状が出された手続の段階などに応じて事件の商事事件表への移送、請求点・防御点の手交、当事者間の書類目録交換、公判の形式・日時、および費用などの事項の全部または一部を取り扱うことになる。

普通の事件では、この命令は請求点を一日乃至二日以内、防御点をその後の一日乃至二日以内、および書類目録交換を訴答終結後七日以内、また閲覧を三日以内と定める。ただし、この期間は状況に応じて変更される。(8)

商事裁判官は、職権または当事者の申請にもとづいて、訴訟を商事事件表から除去するよう命じることができる。これは規則七二第六条の規定によるものであり、主として、訴訟が規則七二第四条で開始された場合に適用される。

そしてかかる場合の被告または第三者は、出廷後七日以内に除去の申請をしなければならぬ。

地方の商事事件についての申請は、通常、以上の商事裁判官による方法と同様の方法で、地方登録官により取扱われる。ただし当事者の一方が希望する場合には、商事裁判官によって審理される。<sup>(9)</sup>

(1) 商事事件表が確立された初期においては、手続面の審理はすべて私室において行なわれていた。しかし、このような方法は、弁護士に対する実務の徹底・統一および実務の迅速化の面で難点があったため、現在の形に改められた。なお、イギリス法においては、裁判官の権限事項は「私室」において取扱われ、一方、裁判所の権限事項は「法廷」において取扱われるのが建前である。

(2) この場合には、遅くとも訴答終結後一ヶ月内になされなければならない (R.S.C. Order 25, r 1)。ただし、書類目録交換後一四日以内の延長が認められている。

(3) この手続の利点は、召喚状が移送時および訴答以前になされる場合に比して、商事裁判官に対し、事件の真の争点を知らしめることができる点にある。

(4) R.S.C. Order 72, r 8.

(5) 法律点の予審決定に対する申請は、訴答なしに、手続開始後直ちになされることが最も有効であろう。

(6) たとえば、一九五〇年仲裁法 (Arbitration Act 1950) による場合や移送が被告もしくは第三者の発起にもとづく場合、などである。

(7) R.S.C. Order 25, r. 6.

(8) たとえば、当事者の一方もしくは双方が海外に居住する場合には、大幅な延長が認められる。明細書および書類は、請求点および防御点の手交、および書類の調査以前に命ぜられることはない。また、証拠に関する最終的指図もまた、指図のための召喚状および移送のための召喚状が開示に先立つような場合には要求されないのが普通である。

(8) R.S.C. Order 72, r 3(1).

## (5) 訴 答

訴訟主題が最初から明確になされている場合の多い商事訴訟においては、特に訴答制度 (pleadings) が訴訟遅延と訴訟費用高騰化の大きな原因であった。現行法においては、商事裁判官および地方登録官は、<sup>(1)</sup>訴訟を訴答なしに審理する裁量権限を有しているほか、<sup>(2)</sup>当事者双方に対し、争点についての合意陳述を準備することを命じ、もし当事者双方が合意に達しない場合には、自ら争点を確定できる裁量権限をも有している。<sup>(3)</sup>

訴答は、事実が現実にはないしは実質的に争われていない場合には、免除されるのが普通である。かかる場合においては、相互承認・事実の共同陳述などに関する命令が与えられる。このほか、事実が争われている場合でも、当事者が事実について合意に達しているものとみなしうる場合には、<sup>(4)</sup>訴答が免除される。以上のような場合にも、法律点については、事実の合意陳述にもとづいて争われるため、当事者双方は相互承認をなすべきことを指図される。

召喚状の審理において、訴答が必要であると判断された場合には、それが行なわれる。この場合の訴答は、簡潔を旨とするため、請求点および防御点 (point of claim, point of defence) の記載という形式をとる。<sup>(5)</sup>また、裁判所または裁判官には、規則に定められた訴答書面の手交期間を短縮する権限が与えられている。<sup>(7)</sup>ただ、この権限が実際に行使されることは極めてまれであり、通常、請求点は一四日乃至二一日以内、防御点はその後同日数に手交されるよう命じられている。この期間の延長は、原則として許されないが、当事者の双方または一方が海外に居住するなど特別な正当理由がある場合には、その延長が認められる。そのほか、移送命令の後には、当事者の合意にもとづいてのみ、延期することができる。<sup>(8)</sup>このような訴答制度は、真の争点を明確にし、不意打を避けるために行なわれるものである。

なお請求点または防御点に関する明細書は、それによって当事者に事実を知らせることが必要な場合、または係争中の問題が迅速かつ経済的に処理できるような場合にのみ認められる。<sup>(9)</sup>

- (1) R.S.C. Order 72. r. 7. (1).
- (2) 「The Notice of Commercial Causes」 paragraph 8. 以下「商事裁判官に訴答なしの審理などに関する広汎な裁量権限を与えよ」 Mathew, op. cit., p. 52.
- (3) R.S.C. Order 18. r. 21. なお「direction」の order は「後者が書面 (in writing) にて direction」という特殊性を有している。
- (4) たとえば、原告から申し立てのあった事実について、被告が法律上の抗弁を有していると主張する場合などがある。
- (5) R.S.C. Order 72. r. 7(1).
- (6) The Supreme Court Practice 1967. 2. part IV.E, TIME TABLE UNDER R.S.C. p. 231.
- (7) R.S.C. Order 3. r. 5.
- (8) この合意が整わない場合には、裁判官に対し延期の申請をなす。ただし、その濫用は訴訟費用の面で、特に考慮されることになる。
- (9) R.S.C. Order 72. r. 7 (2).

(6) 証拠

- (i) 商事裁判官の権限 商事裁判官は、証拠 (evidence) の手続において、費用・日時の無駄をできるかぎり避けるべくその権限を行使しなければならない。<sup>(1)</sup> この点、裁判官には次のような権限が認められる。すなわち、(i) 宣誓によって証拠を採用するには、宣誓書の複写・宣誓証人の提出物の複写、および、これらの整理・交付などに要する費用負担を条件とすること、<sup>(2)</sup> (ii) 証拠提出特別方法を、命令または指図により行なうこと、<sup>(3)</sup> である。かかる権限を行使するには、当事者双方の同意が必要と考えられている。<sup>(4)</sup> また、一九三八年証拠法 (The Evidence Act 1938)<sup>(5)</sup> には、事実に関する証言は、利害関係のない、争点事実に関して個人的知識を有する者により書面でなされた供述をもって証拠とすることが定められている。ただし、その証人は、死亡・病氣・海外居住などの場合を除いて、裁判官が証人

の出席を不必要な日数・費用をかけるものであると決定しないかぎり、証人として呼ばれることになる。

証拠に関する命令には、商事裁判所の実務上次のようなものあげられる。(i) 承認 (Admissions) 事実が論争されていない場合に、当事者は正式にまたは略式に承認をすめられる。(ii) 法律点の予審 (Preliminary point of law) 事実が論争されている場合に、法律点の予審が行なわれることによって審問の必要性が回避される場合に行なわれる。(iii) 略式証明 (Informal proof) 事実についての厳格な証拠が多大の費用・日数を要する場合には、当事者に対して、利用できる限りの書類を証拠とするように忠告される。

なお、海外の証人調べについては、しばしば特別の手續が採用されている。<sup>(6)</sup>

(四) 書類目録の交換 書類目録および訊問書の手交は、理論的に価値もあり、実際にも真実の究明に役立つが多くの場合には、訴訟当事者に利益なくして訴訟費用を付加することになる。<sup>(7)</sup> そこで、各当事者による不宣誓書類目録の交換および閲覧が、それに実質的にかわるものとなった。また、いくつかの証拠手續の無駄を除去するため、各当事者に対し相手方の閲覧のためすべての書類を提出するよう命じられる。この点に関し、事務弁護士は書類目録の下調べに完全な責任を負い、かつ、右の命令に従うことが職業的義務とされる。

訊問書は、これ以外の方法では、本質的事実が引き出せないことが証明された場合にのみ認められ、これ以外の場合には認められない。しかし、迅問書は移送のための召喚状を審理する時には命ぜられないし、相手方の訊問を欲する当事者は、裁判官への申請にあたって、彼の欲する知識をほかの方法で得る努力をしたことを立証する責任がある。なお、訊問書の手交許可申請は、請求点・防御点の開示および書類閲覧以前になされるべきではない。

以上のような方法に対して、特別扱いが請求された場合に、その必要性に疑問がある時は、その書類不提出が不適當であったことが後の裁判で明白にされた際に、そのことよって、不意打をうけた当事者の延期申請が、書類不提出



出の当事者の費用をもって許されることになるという警告がだされる。

書類の宣誓が免除されるという規則は、船舶記録についての宣誓には適用されない。また、海上保険証券についての訴訟においても、当事者の同意がないかぎり、通常の宣誓が命令される。また、商事裁判官は保険業者の申請にもとづいて、海上保険証券に関する訴訟において、船舶書類の提出命令をだすについて裁量権限を有している<sup>(6)</sup>。なお、商事裁判官は係属中の手続を、その命令に服せしめ、または、その命令を適切であると考える他の条件で行なう裁量権限を有している<sup>(6)</sup>。

- (1) para 6 of The Notice as to Commercial Causes.
- (2) R.S.C., Order 38, r.2.
- (3) R.S.C., Order. 38, r.3.
- (4) R.S.C., Order. 37, r. 1(A). ただし、一九六二年の The Report of the Commercial Court Users' Conference<sup>(7)</sup> para 19 をもとて商事裁判官が当事者の同意なしに、宣誓なしの書類・供述を証拠として採用する権限を有すべきだとしつゝる。
- (5) The Supreme Court Practice 1967. 2. part 9 B.p.1064.
- (6) Mathew. op. cit., p.68.
- (7) Charles Bowen, "the law courts under the Judicature acts," Law Quarterly Review, vol. 2, p.8.
- (8) R.S.C., Order. 72., r.10. の権限は、リヴァプール・マンチェスターの地方登録官にも与えられている。
- (9) R.S.C., Order. 72, r.10(2).

(7) 審理

(1) 公判の取決め 公判日時決定のための申請が、指図のための召喚状にもとづいてなされた場合、当事者は、公判の概その期日に関して同意し、商事裁判官にその期日を知らせなければならぬ。そこで、当事者に都合の良い日

時が、商事事件表の空白な日時に照して、決定される。なお、期日の決定の申請がなされる以前に、通常、書記官より商事事件表の空白欄に関しての情報が与えられる。

公判の日時が決定された場合には、直ちに、原告側の事務弁護士は、大法官庁で商事事件表における公判のための訴訟手続を正式になさねばならない。

公判日時が到来した場合、商事裁判官は、書記に対して決定された日時が確保できるか否かの確認をなす。日時の変更が可能な形で訴訟がなされた場合、または、決定された日時の公判を妨げる特殊事情が発生した場合には、書記に対して直ちに通知することを要する。一方、日時の変更が全く突然の場合には、訴訟日時についてできる限り早い時期に書記官に相談しなければならぬ。もし日時変更が事件の解決に必要なならば、その変更のための付加申請が通常認められる。

(四) 訴訟費用の算定 商事裁判所が確立された結果、商事事件費用の算定に関して特別の変更が必要となった。すなわち、本来の算定制度の基礎となっていた理論は、事務弁護士の報酬は訴訟手続における活動に対してのものであり、新しい形態の商事事件にたいしては、不適当なものとなったからである。そこで、規則六五第二七条一二項により、事務弁護士は、指図のための召喚状に関与した付加報酬を、その関与期間・事件の難易度・または商事裁判官に事件を提出する準備中になされた事務弁護士の労働、などに応じて、要求できることになった。

また、<sup>(1)</sup> 最高法院訴訟費用規則は、算定主事が訴訟費用を算定する際の、報酬表および裁量権限を定めている。この算定については、当事者は、商事事件表の担当裁判官に対し、私室にて再調査を申立てることができる。しかし、主事の裁量に対する不服申立は殆んど成功しない。

(1) The Supreme Court Costs Rule, Appendix 2, part II, 1959.

(2) 訴訟費用算定の対象となる行為、および、商事裁判所における費用算定の原則については、Mathew's, op cit., p.74, 75. 参照。